

金剛山ロープウェイ及び香楠荘管理運営協定書

千早赤阪村（以下「甲」という。）と株式会社グルメ杵屋（以下「乙」という。）は、乙が千早赤阪村金剛山ロープウェイ条例（昭和 50 年千早赤阪村条例第 1 号。以下「ロープウェイ条例」という。）第 3 条並びに千早赤阪村営香楠荘設置及び管理に関する条例（平成 15 年千早赤阪村条例第 31 号。以下「香楠荘条例」という。）第 4 条の規定に基づき、指定管理者として金剛山ロープウェイ及び香楠荘（以下「観光施設」という。）の管理運営を行うに当たり次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、甲が乙に行わせる観光施設の管理運営を適正かつ円滑に実施するため必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第 2 条 甲が乙に管理運営を行わせる観光施設は、次のとおりとする。

金剛山ロープウェイ 大阪府南河内郡千早赤阪村大字千早 9 番地

香楠荘 大阪府南河内郡千早赤阪村大字千早 1313 番地 2

（協定期間）

第 3 条 この協定の期間は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

（業務内容）

第 4 条 乙は、管理運営業務（以下「業務」という。）の実施に当たってはロープウェイ条例並びに香楠荘条例及び関連する法令等を遵守するとともに、別紙仕様書に基づき適切に管理運営するものとする。

2 乙が行う業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) ロープウェイの運行の管理及び索道施設の保守管理に関すること。
- (2) ロープウェイの運転、点検、検査及び整備に関すること。
- (3) ロープウェイの乗車券の交付及び改札に関すること。
- (4) 運賃等の徴収、減免及び還付に関すること。
- (5) ロープウェイ施設の清掃、修繕その他施設及び設備の維持管理に関すること。
- (6) 香楠荘の宿泊、食堂、売店等の運営に関すること。
- (7) 施設利用の承認等に関すること。
- (8) 香楠荘の利用料金の徴収に関すること。
- (9) 香楠荘施設及び設備の維持管理に関すること。
- (10) 広報等観光施設の利用促進を図るための業務に関すること。
- (11) その他観光施設の管理運営に関し村長が必要と認める業務に関すること。

3 乙は、前項各号の業務に関し誠実かつ適正に履行し、サービスの提供に努めるとともに、観光施設

補足説明資料 01

について公平な運営を行い、利用者の平等な利用を確保しなければならない。

(指定管理料)

第5条 甲は、乙に対して観光施設の管理運営に必要な経費（以下「指定管理料」という。）を支払う。

2 ロープウェイにおける指定管理料は、年間 50,000 千円とする。ただし、ロープウェイの年間乗車券売上額（以下「売上額」という。）が 70,000 千円を上回った場合は、上回った額の 70%を 50,000 千円に加えた額とし、売上額が 70,000 千円を下回った場合は、売上額 65,000 千円を限度として、下回った額の 70%を 50,000 千円より差し引いた額とし、売上額が 65,000 千円の場合は、46,500 千円とし、乗車券売上額が 65,000 千円を下回った場合は、売上額 58,000 千円を限度として下回った金額全額を 46,500 千円より差し引いた額とし、売上額が 58,000 千円以下の場合は、39,500 千円とする。

3 甲は、乙に対する指定管理料として乙の請求により次のとおり支払う。

回	支払期限	内 訳
1	当該年度の7月末日	12,500 千円
2	当該年度の10月末日	12,500 千円
3	当該年度の1月末日	12,500 千円
4	当該年度終了後 30 日以内	前項に基づき算出した当該年度の指定管理料から 1 回から 3 回までの指定管理料の合計額を差し引いた金額

(利用料金)

第6条 香楠荘条例第15条に規定する利用料金は、乙の収入として収受することができる。

2 利用料金は、乙が条例に規定する金額の範囲内において定めるものとする。ただし、その改定については事前に甲の承認を受けるものとする。

(納付金)

第7条 乙は、香楠荘総売上額（宿泊、レストランその他、酒、ジュース、菓子、フィルム、土産物など香楠荘、ちはや園地休憩所及びピクニック広場における売店及び自動販売機による売上のすべてをいう。）及びロープウェイ駅舎における売店等の売上額（酒、ジュース、菓子、フィルム、土産物など駅舎における売店及び自動販売機による売上（ロープウェイ乗車券売上を除く。）のすべてをいう。）から納付金を甲に支払う。納付金は以下の合計とする。

(1) 香楠荘における納付金は、年間 5,200 千円とする。ただし、香楠荘の年間総売上額が 72,000 千円を上回った場合は、上回った額の 10%を加えた額とする。

(2) ロープウェイ駅舎における売店等の売上の 10%

2 乙は、甲に対する納付金として甲の請求により次のとおり納入する。

回	納入期限	内 訳
1	当該年度の7月末日	1,300 千円
2	当該年度の10月末日	1,300 千円
3	当該年度の1月末日	1,300 千円

補足説明資料 01

4	当該年度終了後 30 日以内	前項に基づき算出した当該年度の納付金から 1 回から 3 回までの納付金の合計額を差引いた金額
---	----------------	---

(香楠荘の売上差額)

第 8 条 乙は、香楠荘の売上総額が年間 76,000 千円を上回った場合、上回った金額の 10% を施設改修費として乙に留保する。その用途については甲乙協議の上決定する。

(施設の維持管理)

第 9 条 乙は、施設を善良な管理者の注意をもって維持管理に努めなければならない。

2 ロープウェイに係る工事及び修繕については甲が計画的に実施する。

3 香楠荘における維持管理について、1 件 130 万円未満の工事並びに単品 80 万円未満の機器等の購入及び修繕は、事前に甲の承認を得て乙の負担において実施するものとする。これ以外の維持管理については、甲が大阪府と協議の上実施する。

(物品)

第 10 条 甲は、甲の所有に属する物品等を乙に無償で使用させ、乙は、善良なる管理者の注意をもってこれを使用するものとする。なお、乙は、乙の責めに帰すべき事由により毀損し又は滅失したときはこれを弁償しなければならない。

(施設及び物品の滅失又は損傷)

第 11 条 乙は、施設及び物品が滅失又は損傷したときは直ちに甲にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 12 条 乙は、この協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

(業務の委託等の禁止)

第 13 条 乙は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、別途仕様書で定める業務については、その一部を第三者に委託することができる。

(指定の取り消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止)

第 14 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し又は管理業務の全部若しくは一部を停止することができる。

(1) 乙が正当な理由がなく甲の指示に従わないとき。

(2) 乙が関係法令、条例若しくは規則又はこの協定に違反したとき。

(3) 乙の経営状況が著しく悪化するなど施設の管理に重大な支障が生じる恐れがあるとき。

(4) 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 38 条において準用する同法第 25 条第 1 項の許可が得られなかったとき、又は同法に基づき事業の停止を命ぜられ、若しくは事業の許可が取り消されたとき。

補足説明資料 01

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部を停止することにより生じた乙の損害については、甲は、その責めを負わない。

(管理業務の不完全履行)

第 15 条 甲は、乙が業務の一部を履行しないとき、又は業務の履行が不完全であるときは、指定管理料からその不履行又は不完全部分に相当する金額の減額をすることができる。この場合において、甲が損害を受けたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(原状回復義務)

第 16 条 乙は、第 3 条に定める指定期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、その管理しなくなった施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときはこの限りではない。

(損害賠償)

第 17 条 乙は、業務の実施に当たり、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、その責任の範囲内においてその損害を賠償しなければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について、第三者に対して賠償した場合、乙に対して賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した金額を求償することができる。

(事業計画書)

第 18 条 乙は、業務の事業計画書を作成し、当該年度の前年度の 1 月 31 日までに甲に提出しなければならない。

(月例報告書)

第 19 条 乙は、毎月の利用状況及び売上状況について月例報告書を作成し、翌月 10 日までに甲に提出しなければならない。

(実績報告書)

第 20 条 乙は、年度終了後 30 日以内に業務の実績報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

(調査等)

第 21 条 甲は、業務の適正な実施を期するため必要があると認めるときは、乙に対し業務又は経理の状況に関し報告を求め、検査し、実地について調査することができる。

2 甲は、乙に対して必要と認めるときは指示できるものとする。

3 乙は、前項の指示を受けたときはその指示に従い、甲にその結果を速やかに報告しなければならない。

4 乙は、収支にかかる帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めた場合はその状況を速やかに報告しなければならない。

(個人情報)

第 22 条 乙は、個人情報(個人に関する情報であつて特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、管理業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害

補足説明資料 01

することのないよう、個人情報 を適正に取り扱わなければならない。

- 2 業務の従事者又は業務の従事者であった者は、業務の実施上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- 3 乙は、業務に関して、個人情報の漏洩、滅失、損傷及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 業務の従事者又は管理業務の従事者であった者は、業務の実施上知り得た個人情報の内容を業務の目的外に利用し又は第三者に提供してはならない。
- 5 乙は、千早赤阪村個人情報保護条例（平成 13 年千早赤阪村条例第 3 号）を遵守するとともに、この条例の内容を業務の従事者に周知させ、個人情報の保護が徹底されるように指導しなければならない。

（情報公開）

第 23 条 乙は、千早赤阪村情報公開条例（平成 13 年千早赤阪村条例第 2 号）の趣旨にのっとり、文書等を公開するよう努めなければならない。

- 2 乙は、前項の規定による文書等の公開に係る手数料を徴収してはならない。
- 3 乙は、第 1 項の規定により文書等の写しの交付を行う場合は、写しの作成及び送付に要する費用を徴収することができる。

（変更届）

第 24 条 乙は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地に変更があったときは速やかにその内容を甲に届け出なければならない。

（協議）

第 25 条 この協定に関して疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各 1 通を保有する。

平成 22 年 3 月 23 日

甲 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地
千早赤阪村
代表者 村長 松本 昌親

乙 大阪市住之江区北加賀屋三丁目 4 番 7 号
株式会社グルメ杵屋
代表取締役社長 日村 千尋

指定管理料及び納付金

指定管理料

ロープウェイ運賃は村の収入とし、村は指定管理者に管理料を支払う。

- ・ 運賃収入が 70,000 千円の場合は、管理料は 50,000 千円とする。
- ・ 運賃収入が 70,000 千円を上回った場合は、上回った金額の 70% を 50,000 千円に加算する。
- ・ 運賃収入が 70,000 千円を下回った場合は、運賃収入 65,000 千円を限度として下回った金額の 70% を 50,000 千円から差引く。
- ・ 運賃収入が 65,000 千円を下回った場合は、運賃収入 58,000 千円を限度として下回った金額全額を 46,500 千円から差引く。
- ・ 運賃収入が 58,000 千円の場合は、管理料は 39,500 千円とし、下回った場合も同額とする。

例

運賃収入	75,000	74,000	73,000	72,000	71,000	70,000	69,000	68,000	67,000	66,000	65,000	64,000	63,000	62,000
指定管理者	53,500	52,800	52,100	51,400	50,700	50,000	49,300	48,600	47,900	47,200	46,500	45,500	44,500	43,500
村	21,500	21,200	20,900	20,600	20,300	20,000	19,700	19,400	19,100	18,800	18,500	18,500	18,500	18,500

納付金

香楠荘総売上及び駅舎売店の売上は指定管理者の収入とし、村に納付金を納める。

納付金は(1)と(2)の合計とする。

(1)香楠荘

- ・ 年間 5,200 千円とし、香楠荘の年間売上総額が 72,000 千円を上回った場合は、上回った金額の 10% を納付金に加える。

例

売上	77,000	76,000	75,000	74,000	73,000	72,000	71,000	70,000	69,000	68,000
指定管理者	71,300	70,400	69,500	68,600	67,700	66,800	65,800	64,800	63,800	62,800
村	5,700	5,600	5,500	5,400	5,300	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200

(2)ロープウェイ駅舎における売店等の売上の 10%

金剛山観光事業特別会計収支

単位：千円

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
運賃				72,362	61,021	60,360	65,366	63,605
ロープウェイ納付金	28,360	21,946	16,006					
香楠荘納付金	5,456	5,107	5,107	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
売店納付金	136	119	127	139	89	70	355	54
たばこ売上等	2,421	3,451	3,050	1,219	853	734	1,065	545
歳入				31,000	8,000			
繰入金				25,000				
前年度繰越金						1,250	15,400	43,933
計	36,373	30,623	24,290	134,920	75,163	67,614	87,386	113,337
総務費	19,565	16,212	15,541	326	3,085	1,744	811	1,129
ロープウェイ事業費 (うち指定管理料)	12,479	13,119	7,605	88,948 (51,653)	57,091 (42,521)	49,777 (41,860)	56,255 (46,756)	58,673 (45,104)
歳出				1,037	1,211	1,327	1,151	1,235
香楠荘事業費	1,154	1,207	1,597		432	616	636	4,939
公債費	6,246	6,246	6,246					
前年度繰上充用金	40,772	43,843	50,004	56,703	12,094			
計	80,216	80,627	80,993	147,014	73,913	53,464	58,853	65,976
収				-12,094	1,250	14,150	28,533	47,361
支	-43,843	-50,004	-56,703					

金剛山ロープウェイ事業費歳出内訳

単位：円

科目	細目	H19	H20	H21	H22	H23
需用費	消耗品費	23,818	8,388	101,563	28,025	52,825
	印刷製本費	109,200		109,200	414,750	882,000
	修繕費	543,449	537,097	138,873	342,521	
	その他	795,296	454,211	361,311	446,290	138,546
役務費	建物災害保険料	43,649	43,649	43,649	43,649	43,649
	車検検査手数料				32,550	
	公用車保険料	25,000	41,450		41,450	
	その他手数料等	61,763	35,750		25,095	
委託料	指定管理料	51,653,383	42,520,524	41,860,278	46,756,065	45,104,430
	施設維持管理点検委託料	577,500	417,900	417,900	1,582,035	394,800
	設計委託料				487,200	
	土地借上料	2,818,858	2,815,658	2,812,658	2,808,898	2,807,158
使用料及び賃借料	その他借上料					210,000
工事請負費		31,920,000	9,657,690	3,496,500	3,193,470	8,677,200
		359,100	499,590	434,700	4,410	362,250
原材料費		7,920				
補償、補填及び賠償金	立木伐採補償金				47,600	
公課費		8,800	59,200			
計		88,947,736	57,091,107	49,776,632	56,254,008	58,672,858

金剛山観光事業特別会計公債費見込み

年度	農協		公営企業金融公庫①		公営企業金融公庫②		計
	9月	3月	9月	3月	9月	3月	
H19	(曳索・平衡索交換) (電気設備交換)						
H20	89,005	135,378	79,643	127,500	(高圧変圧器交換)		431,526
H21	137,621	135,378	127,500	127,500	34,027	54,000	616,026
H22	137,621	135,378	127,500	127,500	54,000	54,000	635,999
H23	1,137,621	1,126,402	1,283,695	1,283,695	54,000	54,000	4,939,413
H24	1,117,961	1,106,368	1,283,695	1,283,695	600,779	600,779	5,993,277
H25	1,098,301	1,087,028	1,283,695	1,283,695	600,779	600,779	5,954,277
H26	1,078,641	1,067,689	1,283,695	1,283,695	600,779	600,779	5,915,278
H27	1,058,980	1,048,616	1,283,695	1,283,695	600,779	600,779	5,876,544
H28	1,039,320	1,029,009	1,283,695	1,283,695	600,779	600,779	5,837,277
H29	1,019,660	1,009,669	1,283,695	1,283,695	600,779	600,779	5,798,277
H30					600,779	600,779	1,201,558
計	7,914,731	7,880,915	9,320,508	9,368,365	4,347,480	4,367,453	43,199,452

単位:円

金剛山ロープウェイ施設改修実績・見込

年度	改修内容	単位:千円
H16	曳索・平衡索切詰、緊張索交換、風速計取替	事業費
H17	曳索・平衡索切詰、主電動機オーバーホール・ベアリング交換、高圧交流中負荷開閉器交換、電動機回転計発電機交換	5,249
H18	曳索・平衡索切詰、2号車キャリアー・ハンガー溶接補修、電動機回転計発電機交換、シーケンサ取替	2,981
H19	曳索・平衡索交換、電気設備交換	756
H20	曳索・平衡索切詰、高圧変圧器交換	31,920
H21	曳索・平衡索切詰、高圧機器改修、千早駅水道修理	9,658
H22	曳索・平衡索切詰、ピニオンギアー横軸ベアリング取替、千早駅2号車側シューブレーム修正、千早駅改修設計	3,497
H23	曳索・平衡索切詰、千早駅改修	3,681
H24	曳索・平衡索切詰	8,677
H25	曳索・平衡索切詰、原動・対動滑車横軸ベアリング取替	1,068
H26	曳索・平衡索切詰、減速機オーバーホール・予備減速機ベアリング取替	3,500
H27	曳索・平衡索切詰、緊張索交換	2,000
H28	曳索・平衡索切詰、原動・対動滑車ゴムブロック取替、曳索誘導滑車ゴムブロック・ベアリング取替	10,000
H29	曳索・平衡索交換	3,000
H30	客車取替	20,000
		35,000